

SkyLink SPOT 利用規約

本規約は、エレコム株式会社（以下、「当社」といいます。）との間でサービス契約を締結しているお客様（以下、「会員」といいます。）を通じて提供している、公衆無線 LAN サービスの SkyLink SPOT（以下、「本サービス」といいます。）に関して定めるものとします。

本規約に同意する本サービスの利用者（以下、「サービスユーザ」といいます。）は、本規約の定めに従って、本サービスが無償にて利用することができます。如何なる者であっても、本規約に同意されない場合は、本サービスを利用することはできません。なお、サービスユーザは、本サービスを利用することによって、本規約に同意したものとします。

第1条（定義）

本サービスとは、日本国内で、会員が設置・開放している無線 LAN 送受信装置に対応したサービスユーザの機器をインターネットに接続することができるサービス及び当該送受信装置をいうものとします。

第2条（制限事項・無保証）

1. 本サービスは、予告なく、本サービスの提供を一時的に中止又は本サービスを廃止することがあります。当該中止又は廃止によって、サービスユーザが損害を被ったとしても、当社は当該損害の一切を補償いたしません。
2. 当社は、本サービスの利用が安全であることを一切保証いたしません。本サービスの利用によって、送受信する情報は、サービスユーザの自己責任によって選択するものとします。当該送受信によってサービスユーザに損害が生じた場合は、当社の故意による場合を除き、当社は当該損害の一切を賠償する責を負いません。

第3条（禁止事項）

1. サービスユーザは、本サービスを利用して、以下の各号を行うことはできません。
 - (1) 第三者、会員又は当社の著作権、商標権等の知的財産権、プライバシー、肖像権若しくはその他の権利を侵害する行為
 - (2) 第三者、会員又は当社への誹謗、中傷又は名誉若しくは信用をき損する行為
 - (3) 第三者、会員又は当社への詐欺又は脅迫行為
 - (4) 無差別又は大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
 - (5) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - (6) 犯罪（違法な薬物、銃器、毒物、爆発物等の危険物、賭博等を含む）に関する情報（画像又は文章を含む）を扱う行為
 - (7) 第三者、会員又は当社へ機器、設備に無権限でアクセスし、又はポートスキャン、DOS 攻撃若しくは大量のメール送信等により、その利用若しくは運営に支障を与える行為（与えるおそれのある行為を含みます。）
 - (8) 公序良俗に違反する画像又は情報等を扱う行為
 - (9) 当社が不相当と判断した行為

2. サービスユーザは、本規約におけるサービスユーザの地位を移転する並びに本規約から生じる権利義務を第三者に譲渡し又は担保に供することはできません。
3. サービスユーザは、本規約に同意していない第三者に本サービスを利用させることはできません。当該行為によって第三者が損害を被ったとしても、当社と会員は当該損害の一切を賠償する責を負いません。
4. 日本国の電波法の認可を受けていない無線機器を接続する事はできません。

第4条（情報利用）

1. サービスユーザは、自らの個人情報、本サービスを利用して公開するときは、自己の責任において行うものとし、当該公開によって生じた如何なる損害についても、当社は責任を負いません。
2. 当社は、サービスユーザの端末を特定する目的でサービスユーザの端末情報及びアクセスログを取得することがあります。
3. 当社は、以下の各号に該当する場合、サービスユーザの本サービス利用によって当社が知得した情報（以下、「知得情報」といいます。）を、第三者に開示、提供することがあります。
 - (1) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われたとき。
 - (2) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充足されたとき。
 - (3) 生命、身体又は財産の保護のために必要があると当社が判断したとき。
4. 当社は、本サービスに提供する又は本サービスに関連する事業を遂行する目的で、知得情報を使用し又は当社提携先に提供することができます。また、当社は、知得情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの（以下、「統計資料」といいます。）を作成し、当社の新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することができます。また、当社は、統計資料を当社に対して機密保持義務を負っている提携先等に提供又は開示することができるものとします。個人情報漏洩・紛失等の事故が生じた場合において当社が負担する損害賠償額は、会員が基本契約に基づいて当社に支払った合計金額を上限とするものとします。

第5条（通信の秘密）

1. 当社は、電気通信事業法に基づき、会員及びサービスユーザの通信の秘密を守るものとします。
2. 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、その他同法若しくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分、その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当社は、当該処分又は命令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社がプロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）第4条1項に基づく開示請求を受けた場合には、当社は、当該開示請求の範囲で本条第1項の守秘義務を負わないものとします。
4. 生命、身体又は財産の保護のために必要があると判断した場合には、当社は、当該保護のために必要な範囲で本条第1項の守秘義務を負わないものとします。

2012年9月3日 制定

第2版改訂 2013年10月1日